

監査報告書

令和2年6月22日

地方独立行政法人北海道立総合研究機構
理事長 田中義克 様

地方独立行政法人北海道立総合研究機構

監事

千葉

智



地方独立行政法人法第13条第4項の規定に基づき、地方独立行政法人北海道立総合研究機構の平成31年4月1日から令和2年3月31日までの第10期事業年度の業務について監査を実施した結果について、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監事は、当期の監査計画及び監査手続きに従い、理事長、理事、その他職員（以下「役職員等」という。）と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、役員会その他の重要な会議に出席し、役職員等から業務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧または調査し、法人本部及び各試験場等において、業務及び財産の状況を調査しました。

また、当法人におけるガバナンス体制や理事長及び理事（以下「役員」という。）の職務の執行が法令等に適合することを確保するための体制その他業務の適性を確保するための体制（以下「内部統制システム」という。）について、役職員等からその整備の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

また、理事長と当法人との利益相反取引については、理事長から報告を求めるとともに、その有無を調査いたしました。

さらに、当該事業年度に係る財務諸表及び決算報告書（以下「財務諸表等」という。）について検証するに当たっては、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から会社計算規則第131条で定める「会計監査人の職務の遂行に関する事項」と同様の事項の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、法人の当該事業年度に係る業務、事業報告書及び財務諸表等の監査を行いました。

2. 監査の結果

(1) 業務の実施状況及び中期目標の実施状況

地方独立行政法人北海道立総合研究機構の業務の実施状況について、法令等に従って適正に実施されているかどうかを監査した結果、及び中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているかどうかについて確認した結果、特に指摘すべき事項は

認められません。

(2) 内部統制システムの整備及び運用

内部統制システムに関する業務方法書の記載内容は相当であると認めます。また、内部統制システムに関する理事長の職務の執行について、指摘すべき重大な事項は認められません。

(3) 役員の不正行為及び法令等に違反する事実の有無

役員の仕事の執行に関し、不正の行為又は法令等に違反する事実については、指摘すべき重大な事実は認められません。

なお、理事長と当法人との利益相反取引は認められません。

(4) 財務諸表等

会計監査人である有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は、相当であると認めます。

(5) 事業報告書

事業報告書は、当法人の業務運営の状況を正しく表示しているものと認めます。

(6) 決算報告書

決算報告書は、予算の区分に従い、一定の事業等のまとめりごとに決算の状況を正しく表示しているものと認めます。

以上